

年金収入のみの場合の保険料計算例

(年金収入が330万以上の方については、別の算式になります)

- 均等割額 43,143円
- 所得割額 年金収入250万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円＝97万円
97万円×9.63%＝93,411円
- 保険料 43,143円＋93,411円＝136,554円≒136,500円 (百円未満切り捨て)

例1) 1人世帯の場合

所得	30万円	80万円	130万円	180万円	225万円
(年金収入)	(150万円)	(200万円)	(250万円)	(300万円)	(350万円)
保険料	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円
軽減措置	7割軽減	2割軽減	—	—	—

例2) 夫婦2人世帯の場合

夫	所得	30万円	80万円	130万円	180万円	225万円
	(年金収入)	(150万円)	(200万円)	(250万円)	(300万円)	(350万円)
妻	所得	0円	0円	0円	0円	0円
	(年金収入)	(50万円)	(50万円)	(70万円)	(100万円)	(120万円)
夫の保険料		12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円
		7割軽減	2割軽減	—	—	—
妻の保険料		12,900円	34,500円	43,100円	43,100円	43,100円
		7割軽減	2割軽減	—	—	—

- 均等割額 世帯2人の所得の合計額が30万円で33万円以下のため7割軽減に該当
43,143円×0.3(7割軽減)＝12,942円
- 所得割額 年金収入50万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円＝0円
0円×9.63%＝0円
- 保険料 12,942円＋0円＝12,942円≒12,900円 (百円未満切り捨て)

- 均等割額 世帯2人の所得の合計額が80万円で2割軽減判定(33万円＋35万円×2人＝103万円)以下のため2割軽減に該当
43,143円×0.8(2割軽減)＝34,514円
- 所得割額 年金収入200万円－公的年金控除120万円－基礎控除33万円＝47万円
47万円×9.63%＝45,261円
- 保険料 34,514円＋45,261円＝79,775円≒79,700円 (百円未満切り捨て)

問い合わせ
北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)
国保・年金グループ
(☎☎1771)

被保険者の健康管理のため、健康診査を実施します。申込方法などについては、今後の『広報のぼりべつ』などでお知らせします。

